

議案第92号  
令和4年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

資料6 高額介護サービス費相当額支払金の対象の算出方法

高額介護サービス費は、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同世帯に複数の利用者がある場合は、利用者全員の合計額）が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、超えた分を支給する制度です。複数の利用者がある世帯では、支給額がそれぞれの利用者負担額に応じて按分されます。

高額介護サービス費相当額支払金の対象の算出に際しては、システムベンダーより提供された「公費負担医療対象者における高額介護サービス費支給計算把握ツール」を利用し、公費負担医療対象者かつ高額介護サービス費の追加支給が発生する対象者とその金額を抽出しました。しかし、このツールは抽出された対象者と同世帯に属する他の利用者、利用者負担額が把握できない仕様であるため、職員が月ごとに、ツールで抽出された対象者に他の世帯員がいるか、世帯員がいる場合はサービス利用があるかを個別確認し、ツールで抽出された対象者と合計したものが、高額介護サービス費相当額支払金の対象者となります。